⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 16 December 2011 (If brought with you, 4 : 00 P.M. on 16 December 2011)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月15日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　猪熊　康夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第24号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　新城工事

⑶　工事場所　自）愛知県新城市八束穂
至）愛知県新城市有海
自）愛知県新城市下吉田
至）静岡県浜松市引佐町

⑷　工事内容　本工事は、総延長2,676m、土工量約145万㎥の土木工事である。

⑸　工事概算数量
延　長　2,676m
土工量　1,450,000㎥（うち道路掘削71万㎥、捨土掘削48万㎥、盛土工26万㎥）
橋　台　2基
函　渠　1基

⑹　工期　契約締結の翌日から1,050日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約7,600㎥
鉄筋　約800ｔ

⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画(以下「施工計画」という。)をいう。

施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可能とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,470点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,470点以上（土木工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が95万㎥以上ある道路土工工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が45万㎥以上ある道路土工工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる施工実績を有すること。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとする。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が45万㎥以上ある道路土工工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。